

# 指定管理鳥獣対策事業費



【令和7年度予算額 200百万円（200百万円）】環境省  
【令和6年度補正予算額 2,500百万円】

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ類）の捕獲や被害対策等を支援します。

## 1. 事業目的

- ・ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- ・クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

## 2. 事業内容

### (1) ニホンジカ・イノシシ捕獲等事業

- ①指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査等
- ②ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- ③効果的な捕獲の促進（捕獲手法の技術開発、広域連携による捕獲等）
- ④認定鳥獣捕獲等事業者等の育成（認定鳥獣捕獲等事業者等育成の研修会等）
- ⑤ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成（狩猟者育成の講習会等）
- ⑥ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援（捕獲強化のための狩猟捕獲経費補助等）

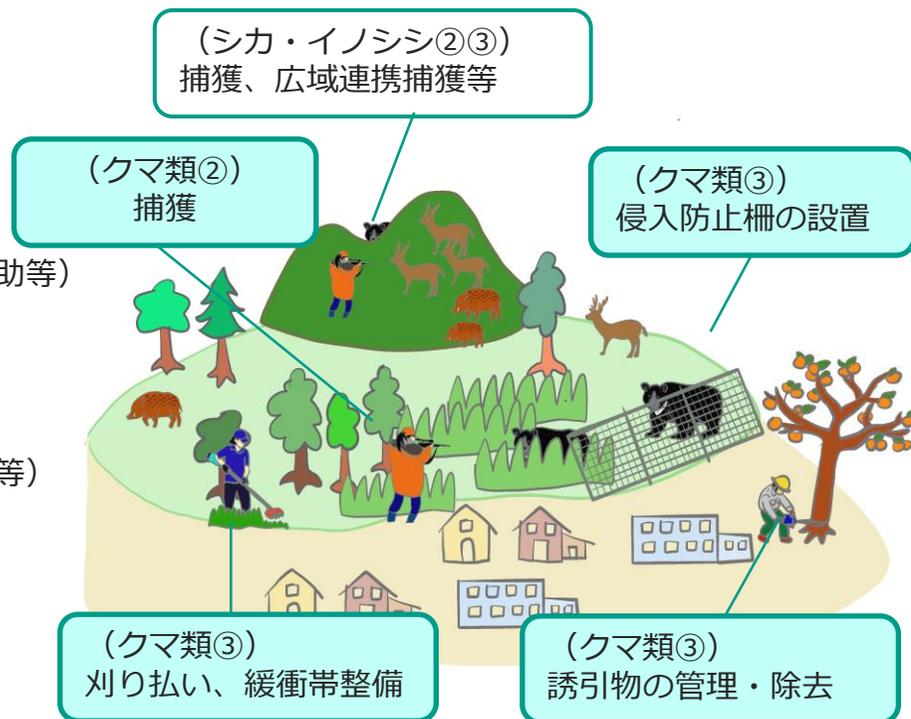
### (2) クマ類総合対策事業【拡充】

- ①特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- ②クマ類の捕獲等（人の生活圏周辺等）
- ③出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置、普及啓発等）
- ④出没時の体制構築（出没情報収集提供、出没対応訓練、対応マニュアル作成等）
- ⑤専門人材育成（都道府県・市町村職員、捕獲技術者育成の研修会等）

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/2、2/3、定額）
- 交付対象 都道府県（市町村への間接補助（クマ類））、協議会
- 実施期間 平成26年度～

## 4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話：03-5521-8285

## 【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金（ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業）交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	交付割合
① 指定管理鳥獣捕獲等事業 実施計画策定等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画又は広域捕獲計画の策定等及びそれに必要な調査並びに捕獲情報の収集等及び事業評価の実施</li> </ul>	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県は事業費5,000千円を上限とする定額、協議会は事業費10,000千円を上限とする定額（いずれも定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
② 指定管理鳥獣捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理鳥獣の捕獲及び捕獲に付随する事項の実施</li> <li>捕獲個体の搬出・処分の実施</li> </ul>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費の1/2以内（ただし、指定管理鳥獣に原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限がある都道府県、またはCSFウイルスに感染したイノシシ等が確認された都道府県が行う野生イノシシの捕獲、ニホンジカの生息密度が20頭/km<sup>2</sup>を超える高密度地域を捕獲実施区域に含む都道府県が行うニホンジカの捕獲については事業費の2/3以内）</li> </ul>
③ 効果的捕獲促進事業	<p>&lt;都道府県の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な捕獲手法の技術開発等</li> <li>市町村と連携した効果的な捕獲等の取組の実施</li> <li>都府県連携による捕獲、捕獲個体の搬出・処分の実施</li> </ul> <p>&lt;協議会の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域捕獲計画に基づく捕獲等の実施</li> <li>捕獲個体の搬出・処分の実施</li> </ul>	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「効果的捕獲モデル・技術開発タイプ」「市町村連携タイプ」「広域連携タイプ」それぞれ10,000千円を上限とする定額。</li> <li>ただし、北海道が「市町村連携タイプ」に取り組む場合、4地域までとし、1地域あたり10,000千円を上限とする定額。</li> <li>ただし、協議会が「広域連携タイプ」に取り組む場合、取組を行う都道府県域の数に10,000千円を乗じた額を上限とする定額。</li> <li>都府県において「広域連携タイプ」に取り組む場合、予め、連携を行う都府県が合意の下作成し、連名で作成した「広域捕獲計画（実施要領別記様式第5別添）」を作成の上、環境省に提出する必要（事業計画の承認申請時に提出できない場合は、作成後速やかに提出）</li> </ul>
④ 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者に対する捕獲等技術向上のための研修会の開催等</li> </ul>	都道府県 協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
⑤ ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジビエ利用の拡大を考慮した講習会の開催等の狩猟者の育成に向けた取組の実施</li> </ul>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業費2,000千円を上限とする定額（ただし、定額を超える事業費分は1/2以内）</li> </ul>
⑥ ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟で捕獲したニホンジカ及びイノシシを処理加工施設に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の食肉処理等を行うにあたり発生した廃棄物処理等</li> </ul> </li> <li>捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟で捕獲した個体を都道府県が指定する処分施設等に搬入する取組、持ち込まれた捕獲個体の適正な処分に必要な取組の実施</li> </ul> </li> </ul> <p>（※捕獲個体の搬出が難しいなどの理由で、狩猟者が現地において適切に埋設処分した場合も支援対象）</p>	都道府県	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジビエ利用拡大のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>1頭9千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり10千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各2頭目から支払い）</li> <li>1処理加工施設当たり2,000千円を上限とする定額</li> </ul> </li> <li>捕獲強化のための狩猟捕獲経費支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>1頭8千円を上限とする定額（ただし、ニホンジカの雌については1頭当たり9千円を上限とする定額。シカ・イノシシ各1頭目から支払い）</li> <li>処分施設等における捕獲個体の処分費等（定額）</li> </ul> </li> </ul>

# 【参考】令和7年度指定管理鳥獣対策事業交付金 クマ類総合対策事業 交付対象メニュー

交付対象メニュー	内 容	交付対象事業者	間接交付対象者	交付割合
①計画策定・調査等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 特定鳥獣保護・管理計画又は指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画並びに広域的な保護・管理の方針の策定等。</li> <li>➢ 上記計画策定に必要な生息・目撃・被害状況等の調査及び捕獲情報の収集等及び事業評価の実施。</li> </ul>	都道府県 協議会	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費5,000千円を上限とする定額（都道府県）</li> <li>➢ 事業費10,000千円を上限とする定額（協議会）</li> <li>➢ ただし、いずれも定額を超える事業費分は1/2以内</li> <li>➢ 交付上限額は12,500千円（都道府県。ただし、北海道においては事業費が特別にかかると認められる場合に限り、事業費20,000千円を上限とする定額、交付上限額25,000千円。）、15,000千円（協議会）</li> </ul>
②捕獲等事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 捕獲及び捕獲に付随する事項の実施。</li> <li>➢ 捕獲個体の搬出・処分の実施。</li> </ul>	都道府県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費の1/2以内（都道府県）</li> <li>➢ 事業費の1/2以内（市町村） (国1/2以内、都道府県1/4以上)</li> </ul>
③出沒防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市街地・集落等の周辺における放任果樹等の誘引物の除去、緩衝帯の整備、侵入防止柵の整備、追い払い、学習放獣、見回り、学習会の開催、普及啓発の実施。</li> </ul>	都道府県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費の1/2以内（都道府県）</li> <li>➢ 事業費の1/2以内（市町村） (国1/2以内、都道府県1/4以上)</li> </ul>
④出沒時の体制構築事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 市街地・集落等への出沒を想定した研修・訓練、出沒対応マニュアルの作成。</li> <li>➢ ICT等を活用した出沒情報の収集・提供の実施。</li> </ul>	都道府県	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費の1/2以内（都道府県）</li> <li>➢ 事業費の1/2以内（市町村） (国1/2以内、都道府県1/4以上)</li> </ul>
⑤クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成	<p>&lt;都道府県&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ クマ類の保護・管理を担う都道府県・市町村担当職員の専門知識の向上、認定鳥獣捕獲等事業者、捕獲技術者の技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。</li> </ul> <p>&lt;協議会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 保護管理ユニットをベースにした広域的な保護・管理に向けた研修会の開催等、技術向上・育成に向けた必要な取組の実施。</li> </ul>	都道府県 協議会	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 事業費2,000千円を上限とする定額</li> <li>➢ ただし、定額を超える事業費分は1/2以内</li> </ul>